

所管事項調査に関する資料

第7期介護保険事業計画における通所介護・地域密着型通所介護の整備
凍結に係る例外的な取り扱いについて

福 祉 部
平成30年9月

第7期介護保険事業計画における通所介護・地域密着型通所介護の整備凍結に係る例外的な取り扱いについて

1 整備凍結の趣旨

第7期介護保険事業計画において、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせサービスを提供する小規模多機能型居宅介護の整備及び利用を促進するため、整備量が見込量を上回っていることなどから、通所介護・地域密着型通所介護については整備を凍結し、新しい事業所の指定は行わないこととした。

(1) 通所介護・地域密着型通所介護（平成29年度末現在）

介護サービス種別	事業所数	定員／日	登録者数	利用率
通所介護	86	2,745	1,473	53.7%
地域密着型通所介護	97	1,404	686	48.9%

(2) 小規模多機能型居宅介護（平成29年度末現在）

介護サービス種別	事業所数	定員／月	登録者数	利用率
小規模多機能型居宅介護	31	825	588	71.3%
看護小規模多機能型居宅介護	4	116	90	77.6%

2 例外的な取扱方針

第7期計画を公表する以前から整備検討を進めていた複数の事業者からの相談に対し、対応を検討する旨を伝えたまま、対応方針の決定が長期間遅延してしまった。そのため、第7期計画における整備凍結の方針について再度周知を図るとともに、これまでの相談の有無に関わらず整備を計画している事業者への例外的措置として、事業計画等を提出し、指定期日までに指定が受けられる者について整備を認めることとする。

(1) 具体的な要件

新たな事業所を開設しようとする事業者で、この取扱方針の周知期間（平成30年11月20日まで）に事業計画及び添付書類を提出できるもの。

計画の実効性を確認するため、開設者、開設場所、設備の内容、運営方針について、添付書類により証左を示すことを必要要件とする。

(2) 開設期日

平成31年3月31日までの期間内に開設し、指定を受けることができること。ただし、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅に併設する事業所については、竣工までに一定の期間を要することを考慮し、平成32年3月31日までとする。

(3) 添付書類

ア 法人登記簿（履歴事項全部証明書）

イ 事業所の位置図（建物の配置、道路接続の状況が確認できるもの）

ウ 建物平面図

エ 工程表（建物を賃貸借し、改修工事を伴わない場合は不要）

※ 工程表の竣工、引き渡しの期日は、開設期日までに指定が受けられる日程であること。

オ 建物の形態に応じた下記添付書類

対象	添付書類
(ア) 建物を賃貸借して行う場合	● 賃貸借契約書
(イ) 所有建物を利用して行う場合	● 登記簿謄本
(ウ) 建物を建設中の場合	● 建設工事契約書 ● 土地の権利を明記した書類（賃貸借契約書又は登記簿謄本）
(エ) 建物をこれから建設する場合	● 設計契約書 ● 土地の権利を明記した書類（賃貸借契約書又は登記簿謄本）

※ 契約者又は所有者が開設者と同一でない場合は、開設者と契約者又は所有者の間に締結された契約書等、権利関係を明らかにできる書面の写しを提出すること。

カ 運営規程

キ 苦情処理概要

ク 役員等名簿

3 経過

(1) 平成29年12月8日 所管事項調査において、通所介護等凍結を記載した第7期介護保険事業計画（以下「第7期計画」）案の概要説明

(2) 平成29年12月22日～1月21日 第7期計画案のパブリックコメント実施

(3) 平成30年1月25日 社会福祉審議会から第7期計画案に対する答申

(4) 平成30年2月5日 第7期計画の決裁（意思決定）

(5) 平成30年3月6日 教育厚生委員会において通所介護等凍結を記載した第7期計画を説明

(6) 平成30年3月30日 第7期計画をホームページにて公表

(7) 平成30年8月21日 通所介護・地域密着型通所介護の例外的取り扱いについて公表